

第58回岡山県人権政策審議会(事前質問等)

資料No. 2

	頁	質 問 等	担当課	回 答
①	P2	施策の推進方策「企業等における啓発・教育」（資料No.1）は、実際にどの程度取り組まれているのでしょうか。例えば、意識調査報告書で割合が高かったp.13「職場の地位等を使った嫌がらせ」、p.20「インターネットによる人権侵害」、p.24「男女の固定的な役割分担意識による差別的取扱い」「職場における差別待遇」、p.28「男女がともに、働きながら、家事、育児及び介護などを両立できる環境の整備」、p.105「同僚の前で叱責したり無能扱いをするなどの精神的な攻撃」などについての対策は、業種関係なく“職場内の教育”として行うことが重要です。また、p.112の結果には、「学校内外の人権教育を充実する」が最も高くなっていますが、若者以上に、大人への人権教育に力を入れる必要性があると感じます。子どもは大人の考え方や言動を見て育ちます。 これからの結果を踏まえて、岡山県の企業（団体）等へ人権教育の取り組み実践の現状と、それに対する評価や課題分析などは行っているのでしょうか。	労働雇用政策課 人権・男女共同参画課	県では、岡山労働局と連携し、公正採用選考人権啓発推進員研修会や経営者向けの人権啓発研修会をはじめ、広報誌「おかやま労働」への啓発記事の掲載など、様々な機会を通じ、人権を尊重した職場環境づくりを進めるため、職場におけるハラスメントや就職差別の防止、アンコンシャスバイアス、インターネットなど様々な人権問題について、企業等に向けた周知を図っています。 なお、研修会の実施や記事掲載等に当たっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえながらテーマ選定等を行っているところであり、引き続き労働局等関係機関と連携しながら企業等における人権教育に対する取組を促進してまいりたいと考えております。